水質汚濁防止法が平成 23 年 4 月 1 日に改正されました

改正の概要

1.事業者による記録改ざん等への厳正な対応

- 排出状況の測定結果の未記録、虚偽の記録等に対し罰則が創設されました。 なお、本罰則は、法第14条第1項及び第2項に規定する測定を実施しなかった場合 にも適用されます。
- 排出水の汚染状態の測定回数が規定されました。
 - ※これまで、排出基準違反については罰則がありましたが、未記録・虚偽の記録に対する 罰則はありませんでした。また、排出水の汚染状態の測定は義務付けられていましたが、 測定回数について基準はありませんでした。
 - ◇ 排出水の測定項目:頻度
 - 〇特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた項目のうち、特定施設設置(使用・変更) 届出により届け出た項目について、1年に1回以上。

「旅館業(温泉を利用するもの)に属する特定事業場は、一部の項目*の測定頻度を「

- 3年に1回以上とする。

 * 砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、水素イオン濃度、銅含有量、 亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量並びにクロム含有量
- ○その他の項目について、必要に応じて。
- ◇ 測定の時期
 - 〇排出水等の汚染状態が最も悪いと推定される時期・時刻に、試料の採取を実施。
- ◇ 測定結果の記録・保存
 - ○測定結果の記録は、水質測定記録表に加え、計量証明事業所に委託する場合は計量証明書、 事業者自らが測定する場合はチャートその他の資料を3年間保存。

2. 汚水の流出事故による水環境の被害拡大の防止

- 汚水の流出事故が生じた場合に、事業者に対して応急措置の実施及び地方自治 体への届出を義務付ける「事故時の措置」の範囲(対象となる汚水の種類*1及び 事業者の範囲*2)が拡大されました。
 - *1 汚水の種類として、排水規制の対象となっていない有害な物質(指定物質)を追加。
 - *2 事業場の範囲として、排水規制の対象となっていないが、有害物質や指定物質を取り扱う 事業場(指定事業場)を追加。
 - ◇ 以下の事故が発生し、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れのあ。 る時は応急の措置を講じ、知事への届出が義務付けられました。
 - 〇特定事業場からの有害物質を含む水の流出・地下浸透、又は排出基準(生活環境項目)に適 合しないおそれがある水の流出
 - ○指定事業場からの有害物質又は指定物質を含む水の流出・地下浸透
 - ○貯油事業場等からの油を含む水の流出・地下浸透

3. 事業者による自主的な公害防止の取組の促進

- 水質汚濁の防止に関する事業者の責務規定を設けました。
 - ◆ 事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出・地下浸透の状況を把握する。
 - ◇ 汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の汚濁の防止のために必要な措置を講ずる。

【排出水の測定について】

様	工場	1(別紙 4)	排出水の汚染状態及び量							7		
	お排出水の汚染形態	る施設番号 種類・項目 【・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	通 	常	最	大	通	常	最	<u>大</u> 		測定項目 ¦この欄に記載した - 項目について測定 - を行います。
	;	排出水の量 (m³/日)	通	常	最	大	通	常	最	大		
	な	: の他参考と : るべき事項										記録様式
					定記録表	<i>_</i>				······································		- この様式に測定結果

様式第8	水質測定記録表 ◀									
		排出水の汚染状態(特定地下浸透水の汚染状態)								
測定年月日		測定	三場所	特定施設の	採	分	測定	備		
及び時刻	名	称	排水量 (m³/日)	使用状況	水者	分析者			備 考	

【事故時の措置について(指定物質)】

- 1 ホルムアルデヒド
- 2 ヒドラジン
- 3 ヒドロキシルアミン
- 4 過酸化水素
- 5 塩化水素
- 6 水酸化ナトリウム
- 7 アクリロニトリル
- 8 水酸化カリウム
- 9 塩化ビニルモノマー
- 10 アクリルアミド
- 11 アクリル酸
- 12 次亜塩素酸ナトリウム
- 13 二硫化炭素
- 14 酢酸エチル
- 15 メチル-t-ブチルエーテル (別名 MTBE)
- 16 トランス-1,2-ジクロロエチレン
- 17 硫酸
- 18 ホスゲン
- 19 1,2-ジクロロプロパン
- 20 クロルスルホン酸
- 21 塩化チオニル
- 22 クロロホルム
- 23 硫酸ジメチル
- 24 クロルピクリン
- 25 りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル (別名ジクロルボス、DDVP)
- 26 ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト (別名オキシデプロホス、ESP)
- 27 1,4-ジオキサン
- 28 トルエン
- 29 エピクロロヒドリン

- 30 スチレン
- 31 キシレン
- 32 パラ-ジクロロベンゼン
- 33 N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリーブチルフェニル (別名フェノブカルブ、BPMC)
- 34 3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピル)ベンズアミド (別名プロピザミド)

を記録します。

- 35 テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル、TPN)
- 36 チオりん酸 O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-二トロフェニル) (別名フェニトロチオン、MEP)
- 37 チオりん酸S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル (別名イプロベンホス、IBP)
- 38 1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)
- 39 チオりん酸 O.O-ジエチル・O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピ リミジニル) (別名ダイアジノン)
- 40 チオりん酸 O.O-ジエチル-O-(5-フエニル-3-イソオキサゾリル) (別名イソキサチオン)
- 41 4-二トロフエニル-2,4,6-トリクロロフエニルエーテル (別名クロルニトロフェン、CNP)
- 42 チオりん酸 O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名クロルピリホス)
- 43 フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
- 44 エチル-(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチ リデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオ ナート(別名アラニカルブ)
- 45 1,24,6,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3 a,4,7,7 a-ヘキサヒドロ -4,7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン)
- 46 臭素
- 47 アルミニウム及びその化合物
- 48 ニッケル及びその化合物
- 49 モリブデン及びその化合物
- 50 アンチモン及びその化合物51 塩素酸及びその塩
- 52 臭素酸及びその塩

【参考 URL】

環境省 (一部改正について) (施行期日について)

石川県環境部水環境創造課

http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12205 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13589 http://www.pref.ishikawa.lg.jp/mizukankyo/index.html